

小平市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準

平成 23 年 4 月 1 日 制定

平成 27 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 10 月 12 日 改正

令和 6 年 1 月 12 日 改正

令和 7 年 3 月 11 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るために、現場代理人の常駐義務について、その一部を緩和し、兼務を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(兼務が可能な工事)

第 2 条 小平市発注の工事に限り、2 件までの兼務を認める。

(工事規模等)

第 3 条 前条により兼務する工事の契約金額の合計額が 4, 5 0 0 万円未満であること。

(契約変更)

第 4 条 現場代理人を兼務する工事において、契約変更が生じたことにより、第 3 条で定める金額を上回る場合も、兼務を認めるものとする。

(施工管理)

第 5 条 現場代理人を兼務する場合、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼務する双方の監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

(手続き)

第 6 条 現場代理人の兼務を希望する者は、落札決定後、総務部契約検査課へ現場代理人兼務届（様式 1）を提出すること。

(兼務を認めた場合の取扱)

第 7 条 工事主管課長は、兼務配置とした工事の施工中において、安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分と判断し、兼務を継続することが適当でないと認めるときは、その旨を契約検査課長に報告しなければならない。

2 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、その工事の請負者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、兼務を解除するものとする。

(その他)

第 8 条 その他必要な基準は、総務部長が別に定める。

附則

この基準は、令和7年3月11日から施行する。